

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年毎の更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

★ 指定の有効期間が従来の無制限から**5年間**となります。

※ 旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下記参照)

※ 有効期間内に更新しなければ、**失効**となりますのでご注意ください。

指定を受けた日(指定年月日)	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日 ~ 平成11年3月31日	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日 ~ 平成15年3月31日	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日 ~ 平成19年3月31日	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日 ~ 令和元年9月30日	令和6年9月29日まで

指定については、対象となる指定給水装置事業者様宛に**郵送にて通知をします**
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません**

● 指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し下記の確認を行います

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条で規定された欠格要件に該当しない者

● 更新申請に必要な書類

- ・ **指定申請書**及び**誓約書**
- ・ **機械器具調書**
- ・ **定款**及び**登記事項証明書(法人)**又は**住民票(個人)**
- ・ **選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)**

● 指定更新申請時に4項目の確認を行います

※ 事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適切に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

● 4項目確認資料

- ・ 講習会の受講終了証等
- ・ 外部研修の受講実施履歴等
※ 自社内研修は証明不要
- ・ 施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

● 指定更新手数料

8,000 円

◎ 更新申請についての問い合わせ

豊前市役所産業建設部上下水道課 TEL:0979-82-1111